

令和6年度

高等学校等^{しゅうがくしえんきん}就学支援金 7月申請のしおり

【高等学校等就学支援金とは】

- 授業料を国が生徒に代わり負担する制度です。(返還不要)
- 所得金額が一定額未満の世帯に対する支援制度です。

※1 直接支給を受けるものではありません。高校等に納入すべき授業料を、国が生徒に代わり納入するものです。

※2 申請しない場合や要件を満たさない場合は、授業料を納入する必要があります。

県内公立高校で80%以上の
生徒が受給しています！



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

【オンライン申請方法】

- 2ページ掲載のQRコード又はURLからアクセスしてください。
※ 検索エンジンでのキーワード検索からはアクセスできません。
- 申請期間：学校が指定する日までに申請をお願いします。

紙書類での申請を希望される場合は、学校の事務室で書類をお受け取りください。

1 就学支援金の支給額

支給される金額は、在籍する課程により異なり、原則として授業料の金額と同額です。

課程	支給額
全日制課程	9,900円(月額)
定時制課程(単位制による課程を除く)	2,700円(月額)
定時制課程(単位制による課程)	1,740円(1単位につき)
通信制課程	330円(1単位につき)

※ 定時制課程(単位制による課程)及び通信制課程においては、履修単位数に応じて就学支援金が支給されます。在学期間中最大74単位まで支給を受けることができます。

※ **今回の申請で支給されるのは、令和6年7月～令和7年6月分の授業料です。**在学期間中継続して就学支援金の支給を受けるためには、各年度の7月以降に案内をする申請が再度必要です。(再度の申請が不要となる申請方法もあります。8ページをご参照ください。)

2 対象となる方

次の①～④のすべての要件に該当する方が対象です。

なお、対象とならない方が申請した場合でも、ペナルティ等は発生しません。

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は修了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月(定時制課程・通信制課程は48月)を超えていないこと。
- ④ 保護者(親権者)の「課税標準額(課税所得額)×6%－市町村民税の調整控除の額*」が304,200円未満の世帯であること。

* 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ ④の所得確認は、原則として保護者(親権者)全員分の金額で判断します。

※ どのような世帯構成であっても、基準額となる金額(304,200円)は変わりません。

〈世帯年収の目安は910万円未満です。〉

➤ 給与収入のみの4人世帯*がモデルの目安です。

* 両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯

➤ 世帯年収の目安は世帯状況*によって大きく異なる場合があります。

* 家族構成、扶養状況、サラリーマンか自営業か等

3 申請方法

高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）にログインし、申請を行います。（オンラインで申請すると、原則として書類の提出が不要になります。）

○ 事前に用意するもの

- ・保護者等のマイナンバーカード（又はマイナンバーが記載された書類）
- ・ログイン ID 通知書（学校から配布されます。）

① サイトへのアクセス

以下の URL 又は右の QR コードよりアクセスします。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

※ 検索エンジンでの検索では、直接アクセスすることができません。



② ログイン

- 学校から配布されたログインIDとパスワードを入力し、ログインします。

※紛失した場合は、お通りの学校事務室まで、お問い合わせください。

** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 ** * * * * *	
発行日： 令和6年4月1日	
発行回数： 1	
見本	
ログインID (数字のみ)	1234567
パスワード (英字大文字・小文字、数字)	Abc123def

※ ログインできなくなってしまった場合はP10「よくある質問と回答」を参照してください。

e-Shien ログイン画面

A screenshot of the e-Shien login interface. It shows fields for 'ログインID' (1234567) and 'パスワード' (Abc123def). There are instructions for each field, a 'パスワードを表示する' checkbox, a language dropdown menu set to '日本語', and a 'ログイン' button at the bottom.

◎ 次のページ以降、以下 a～d のパターンを参照し、申請してください。

- 前回の申請結果が、
 - a 「認定」だった場合 → 3 ページ「③-1 継続意向登録」から入力
 - b 「不認定」だった場合 → 6 ページ「④-2 認定申請」から入力
- 過去に就学支援金を
 - c 申請したことがない場合 → 5 ページ「③-2 意向登録」から入力
 - d 「意向なし」として登録した場合 → 5 ページ「③-2 意向登録」から入力

a 前回の申請結果が、「認定」だった場合はこちらから申請してください。

③－1 継続意向登録

○ 継続届出

継続届出の「継続意向登録」をクリックし、就学支援金の継続申請意思の登録を行います。

 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査 (1月)	家計急変支給による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

○ 確認事項

記載事項を確認し、全ての項目に☑をつけ、「入力内容確認」をクリックします。

○ 継続意向確認

継続申請希望の有無を選択し、「入力内容確認」をクリックします。

- ・ 就学支援金の受給を継続して希望する場合、以下の項目にチェックを入れます。

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

- ・ 就学支援金の受給を希望しない場合、以下の項目にチェックを入れます。

受給権を放棄します。

○ 保護者等情報の変更について

3つのうち①又は③のいずれかを選択してください。

- ・ 「①あります。(②以外の理由)」 → 課税地、収入状況提出方法等に変更がある場合に選択してください。
- ・ 「②あります。(家計急変)」 → 選択しないでください。
- ・ 「③ありません。」 → 課税地、収入状況提出方法等に変更がない場合に選択してください。

○ 継続意向登録確認

入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

～「④－1 保護者等情報変更届出／収入状況届出」に進んでください。～

④－1 保護者等情報変更届出／収入状況届出

就学支援金の支給を継続して希望する場合は、継続意向登録後、申請に必要な情報を登録します。「続けて保護者等情報変更届出を行う」または「続けて収入状況届出を行う」をクリックしてください。

○ 生徒情報

必要事項を確認、入力し「保護者等情報入力」をクリックします。

- ・ 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されます。
- ・ メールアドレスに変更がある場合はここで変更してください。

○ 保護者等情報

- ・ 前回の申請時に登録した保護者等情報が登録されています。
- ・ メールアドレス、電話番号に変更がある場合はここで変更してください。電話番号は、申請内容に不備があった場合の連絡に必要となります。

(3 ページ「○ 保護者等情報の変更について」で「①あります。(②以外の理由)」を選択した方)

- ・ 保護者等の変動(追加・削除)は選択しないでください。保護者等に変更がある場合は別途紙での申請が必要になりますので、お通りの学校事務室までご連絡ください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか？

保護者等の変動(追加・削除)があります。

こちらは選択しないでください。

中断前に入力した保護者等情報からの変動(追加・削除)はありますか？

保護者等の変動(追加・削除)はありません。

保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の電話番号や課税地等の情報を変更する場合は。

○ 収入状況提出方法

8 ページの「○ 収入状況提出方法」を参照し、ご入力ください。

○ 確認事項

生徒情報、保護者等情報で入力した内容を確認し、全ての項目に☑をつけ、「本内容で申請する」をクリックします。

以上で、継続申請は完了です。申請完了画面で受付番号が表示されていることを確認してください。

申請内容により書類の追加提出が必要となる場合があります。就学支援金事務局からの案内により必要書類の提出にご協力ください。

- c 過去に就学支援金を申請したことがない場合
- d 過去に就学支援金を「意向なし」として登録した場合はこちらから申請してください。

③－2 意向登録

○ 新規申請

新規申請の「意向登録」から、就学支援金の申請意思の登録を行います。

新規申請 ヘルプ

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請（家計急）	離職等の家計急変理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 <small>この種別は、認定申請（家計急）として申請する必要があります。</small>

※ 過去に意向登録を意向なしとして登録された方で、「意向登録」がクリックできない方については、入力できない状態となっています。就学支援金事務局(048-711-7012)へご連絡ください。

○ 確認事項

記載事項を確認し、全ての項目にをつけ、「入力内容確認」をクリックします。

○ 意向確認

申請希望の有無を選択し、「入力内容確認」をクリックします。

- ・ **就学支援金の受給を希望する場合**、以下の項目にチェックを入れます。

※ 支給の対象となるか不明な場合は、こちらを選択してください。

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、取入状況を提出いたします。

- ・ **就学支援金の受給を希望しない場合**、以下の項目にチェックを入れます。

所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。

○ 登録内容確認

確認事項と意向確認で入力した内容を確認し、「本内容で登録する」をクリックします。

～ 「④－2 認定申請」に進んでください。～

b 前回の申請結果が、「不認定」だった場合はこちらから申請してください。

④-2 認定申請

就学支援金の支給を希望する場合は、意向登録（初めて申請をされる方のみ）後、申請に必要な情報を登録します。

「続けて受給資格認定申請を行う」をクリックし、生徒情報、学校情報及び保護者等情報の確認・入力を行います。

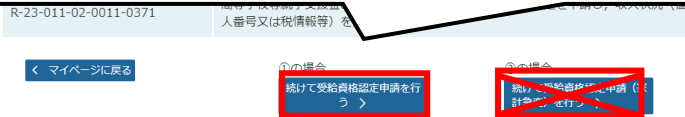
意向登録結果



①意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行って

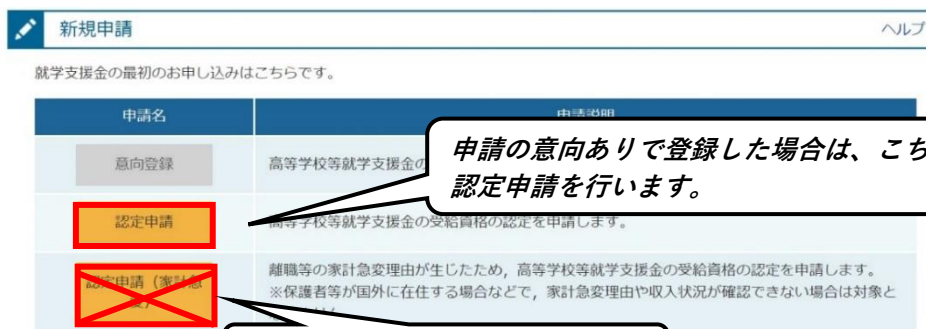
意向なしの場合、右上に元に戻ります。

申請の意向ありで登録した場合は、こちらから認定申請を行います。



こちらは選択しないでください。

- ・「③-2 意向登録」後にログアウトし、申請を再開したい場合
 - ・前回の申請結果が不認定であり、新たに申請を行う場合
- ログイン後、以下のボタンから進めてください。



こちらは選択しないでください。

○ 生徒情報

必要事項を確認、入力し「学校情報入力」をクリックします。

- ・氏名・ふりがな：学校で登録をしています。
- ・生 年 月 日：学校で仮入力を行っています。正しい情報に修正してください。
※就学支援金の審査に必要な項目です。誤りのないようご確認ください。
- ・住 所：現住所を入力してください。
- ・建物名・部屋番号：入力は任意です。
- ・メールアドレス：入力は任意です。

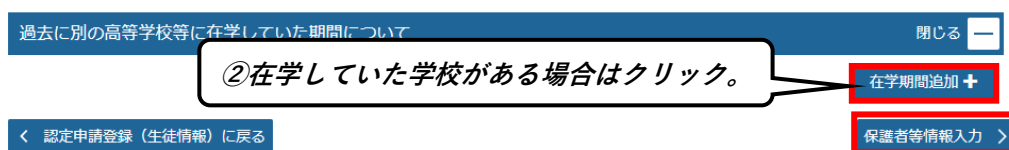
○ 高等学校等の在学期間について

① 「現在通っている高等学校等の在学期間について」

あらかじめ入力していますので、入力内容の変更を行わないでください。

② 「過去に別の高等学校等に在学していた期間について」

- ・過去に在学した高等学校等がない場合、「保護者等情報入力」をクリックします。
- ・過去に在学した高等学校等がある場合は、「在学期間追加+」をクリックします。学校名、在籍期間等を追加で入力し、「保護者等情報入力」をクリックします。



○ 収入状況（個人番号又は課税情報等）の提出が必要な保護者等について

収入状況の提出が必要な保護者等を確認するため、いくつかの質問に回答します。

原則として、保護者（親権者）全員分（父母がいる場合は父母の両方）の収入状況の提出が必要です。

該当する項目を選択してください。（省略している画像箇所もあります。）

○ 保護者等情報

必須項目に加え、保護者等の電話番号を入力します。

電話番号は、申請内容に不備があった場合の連絡に必要となります。

○ 収入状況提出方法

・「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」

ご自身でマイナポータルから、収入状況を取得・提出する申請方法です。

この方法で申請する場合、来年度の7月以降に改めて申請書類の提出が必要になります。（在学中、継続して申請を希望する場合、下段の「個人番号を入力する」をお勧めします。）

・「個人番号を入力する」

個人番号を入力してください。埼玉県が、収入状況を取得します。

今回の申請で受給認定された場合、来年度の7月以降、在学期間中は自動審査となり、改めて申請する必要はありません。

※マイナンバーが記載された通知カード、住民票等でも申請できます。

収入状況提出方法

収入状況提出方法 **必須**

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

申請先の都道府県等を使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 **必須**

123456789012

「個人番号を入力する」を選択。

12桁のマイナンバーを入力します。

※必ずマイナンバーを確認しながら入力してください。

入力された番号に誤りがあると、審査が大幅に遅れることがあります。

生活保護関係情報

- ・受給ありの場合 … 保護者等が令和6年1月1日時点で生活保護を受給している場合は、「受給あり」にチェックを入れ、福祉社事務所設置自治体画面に進んでください。
- ・受給なしの場合 … 保護者等が令和6年1月1日時点で生活保護を受給していない場合は、「受給なし」にチェックを入れてください。

～「受給あり」の場合～

福祉社事務所設置自治体

令和6年1月1日時点で居住する「都道府県」「市区町村」を選択してください。

生活保護関係情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉社事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください）。

受給あり 受給なし

福祉社事務所設置自治体 必須

都道府県 必須

埼玉県

市区町村 必須

-

該当する市区町村がない場合「-」を選択してください。

課税地情報

- ・ 令和6年1月1日時点の住所を選択し、「入力内容確認」をクリックします。
（「生活保護関係情報」で「受給あり」を選択した場合、入力はありません。）

課税地情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県

埼玉県

市区町村

さいたま市

日本国内に住所を有していない。 日本国内に住所を有していない。

入力必須項目の未入力項目がない

令和6年1月1日時点の住所を選択します。
転居等で現在の住所と課税地が異なる場合は、誤りのないよう入力をお願いします。

＜ 認定申請登録（学校情報）に戻る 入力内容確認（一時保存）

海外赴任等により令和6年1月1日時点で国内に住所を有していない場合は、課税地情報を入力せず、こちらに☑をします。

○ 確認事項

生徒情報、保護者等情報で入力した内容を確認し、全ての項目に☑をつけ、「本内容で申請する」をクリックします。

以上で、受給資格認定申請は完了です。申請完了画面で受付番号が表示されていることを確認してください。

申請内容により書類の追加提出が必要となる場合があります。就学支援金事務局からの案内により必要書類の提出にご協力ください。

〈オンライン申請で誤った内容を登録した場合は〉

オンラインでの申請において、「意向登録」や「認定申請」を誤った内容で登録した場合、ご自身で登録内容の修正や取り消しを行うことはできません。

入力内容の修正等が必要な場合は、就学支援金事務局（048-711-7012）にご連絡ください。

4 よくある質問と回答

質問① マイナンバーカードがありません。オンライン申請をすることはできますか？

- マイナンバーカードをお持ちでない場合、マイナンバーが記載された「通知カード」や「住民票」等でオンライン申請することができます。
- 市町村が発行する課税証明書は、申請をすることはできますが、オンラインでの申請はできません。学校の事務室から申請書類を受けとり、指定する日までに学校に提出してください。

なお、令和6年度（令和5年分）課税証明書又は納税通知書*をあわせて提出する必要があります。

* 勤務先から配布される「源泉徴収票」や「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」では申請できません。

質問② e-Shien にログインできなくなってしまった場合はどうすればいいですか？

- ログインを5回失敗すると、アカウントがロックされ、ログイン操作ができなくなります。
ロックされた場合は、ロックを解除しますので、就学支援金事務局（048-711-7012）へご連絡ください。
- ログインIDやパスワードが分からなくなった場合は、学校へお問い合わせください。

質問③ 審査の結果はいつ分かりますか？

- 10月中旬以降に学校を通じて送付する予定です。また、審査状況や審査結果をオンラインでも確認することができます。（e-Shien へのログインが必要です。）

〈マイナンバーの利用目的〉

マイナンバー（個人番号）は、高等学校等就学支援金の審査に必要となる課税標準額（課税所得額）及び市町村民税の調整控除の額の確認に使用します。

その他、以下の制度の申請をする場合は、その審査にマイナンバーを使用します。

- ・ 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免制度
- ・ 埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金制度
- ・ 高等学校学び直し支援金制度
- ・ 高等学校専攻科修学支援金制度



マイナンバーPRキャラクター
「マイナちゃん」

お問い合わせ

高等学校等就学支援金制度の概要及び申請方法に関するよくあるお問い合わせは、本しおりや埼玉県のホームページに掲載しています。

以上の内容をご確認いただいた上で問題が解決しない場合は、下記のお問い合わせ先に直接お問い合わせください。

以下のいずれかへお問い合わせください。

- ① 生徒が通う学校の事務室
- ② 埼玉県高等学校等就学支援金事務局

問い合わせ先：電話 048-711-7012 FAX 048-833-0497

受付時間：平日の8時30分から17時00分まで（祝日を除く。）

4月、7月、9月は平日の8時30分から18時00分まで
（土日祝日を除く。）

埼玉県 就学支援金 国公立

検索



埼玉県ホームページはこちら